

国税庁におけるマイナンバー利活用

2022年9月22日 国税庁

国税分野におけるマイナンバー記載

○国税分野においては、確定申告書、法定調書等の税務関係書類にマイナンバーや法人番号が記載され、法定調書の名寄せや申告書との突合が、マイナンバー等を用いて、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、より適正・公平な課税につながります。

【所得税の確定申告書抜粋】

税務署長		令和 〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書B		FA2201	
現在の住所 (又は事業所事務所居所など)	フリガナ	氏名	生年月日	個人番号(マイナンバー)	
令和 年 月 日 (単位は円)	職業	雇号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄	
種類	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯	課税される所得金額 (円)又は第一表 (30) 〇〇〇	

第一表 (令和三年)

【給与所得の源泉徴収票抜粋】

令和 年分 給与所得の源泉徴収票	
個人番号	(個人番号)
給与所得	源泉徴収額

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直し

(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革（BPR）の徹底

税務行政の将来像2.0*

ICT社会への
的確な対応

税務手続きの
抜本的な
デジタル化

あらゆる税務手続き
が税務署に行かず
にできる社会



納税者の利便性の向上

(スムーズ・スピーディ)



申告・申請等の簡便化

自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化

(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への
的確な取組

租税回避への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

消費税不正還付
等への対応

大口・悪質事案
への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

関係機関との連携・協調

* 平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたもの。

基本的な指針

税務行政のデジタル・トランスフォーメーションについては、政府の方針に基づき、以下を基本的な指針として取り組みます。

1 利用者目線の徹底

デジタルに不慣れな方も含め、多様な利用者の意見に耳を傾けつつ、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスを提供し、**「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる」社会**を目指します。

2 万全なセキュリティの確保

データの連携や分析に当たっては、納税情報を含む守秘性の高いデータを扱うことから、セキュリティの確保に万全を期します。

3 業務改革（BPR）の徹底

既存の制度や業務を前提にそのデジタル化を図るのではなく、デジタル化の利点を生かした業務改革（BPR）に取り組みます。全ての業務の在り方や職員の働き方を不断に見直すとともに、データの活用により**課税・徴収を効率化・高度化**し、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指します。

（参考）デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和2年12月25日閣議決定）（抜粋）

社会全体のデジタル化を進めるには、まずは国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、ユーザー視点に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、「あらゆる手続が役所に行かずにできる」、「必要な給付が迅速に行われる」といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、ユーザー視点の改革を進めていくことが必要である。

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会 (将来構想)

構想 1：税務署に行かずにできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）

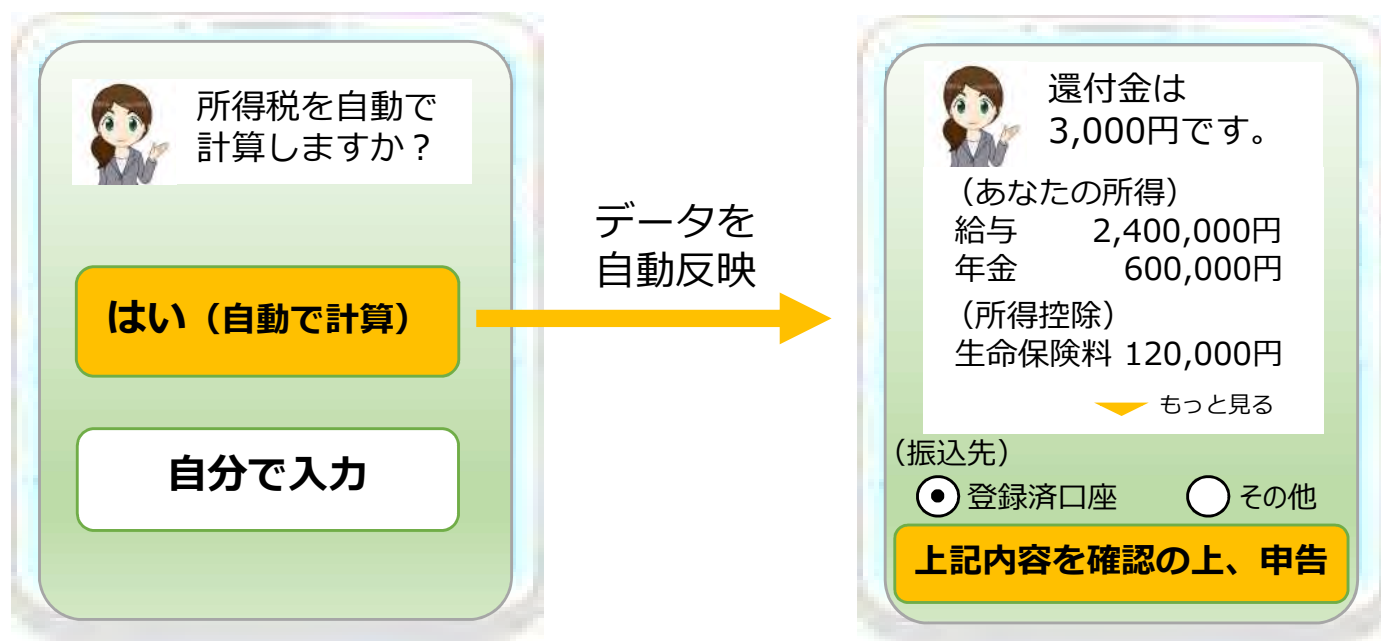
確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します。

（現状：税務署に行く場合）

- ① 申告に必要な情報を入手・整理
（例）
 - ・源泉徴収票（給与・年金）
 - ・生命保険料控除証明書 等
 ※ほとんどが紙で交付
- ② 税務署（申告相談会場）を往訪
※確定申告期は混雑
- ③ 申告データを作成するシステム
（国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」）に必要な事項を個々に入力
※還付金振込口座は毎年入力
- ④ e-Taxで申告データを送信

（将来のイメージ）

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択
- ③ 内容を確認の上、申告



※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要
（振替納税を利用すれば納付も自動に）

（注）

- ・ 国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備を進めています。
（既に取込可能：生命保険料、特定口座取引等。令和4年～：損害保険料、ふるさと納税等）
- ・ 必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、データ交付の普及（発行者の協力）やシステムの刷新等が必要になります。
- ・ 国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能です。

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して【工程表】①

○ 確定申告（必要なデータの自動取込等）

		データ（主な保有機関等）	実現時期（注1）			
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)以降
所得	年金	年間収入金額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	給与	年間収入金額（勤務先）	※未定 ⇒ 実現方式の検討が必要（注2）			
	事業・雑	収入、経費（会計ソフト・支払調書）				
	特定口座取引	取引金額（証券会社）	令和3年1月～（対応する証券会社を順次拡大）			
所得 控除	生命保険料	保険料支払額（生命保険会社）	令和3年1月～（対応する保険会社を順次拡大）			
	地震保険料	保険料支払額（損害保険会社）		令和4年1月～（対応する保険会社を順次拡大）		
	社会保険料	国民年金保険料負担額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	医療費	医療費支払額（審査支払機関）		令和4年2月～		
	ふるさと納税	寄附金額（仲介業者）		令和4年1月～（対応する仲介業者を順次拡大）		
その他	住宅ローン	年末残高（金融機関）	令和3年1月～（対応する金融機関を順次拡大）			

（注1） 実現時期は「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）の記載等に基づく現時点の見通し。

（注2） 給与の源泉徴収票については、令和4年1月以降、所定のクラウドに保存する方式による提出が可能となる予定。

また、確定申告書等作成コーナー（申告データを作成できる国税庁ホームページ上のシステム）において、スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることにより金額等を自動入力できる機能を提供する予定（令和4年1月リリース予定）。

マイナンバーカードを利用した確定申告の利便性向上

○令和5年1月からは、マイナンバーカードを利用して確定申告される方のマイナンバーカードの読み取り回数が1回になります。

【国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」利用のイメージ】

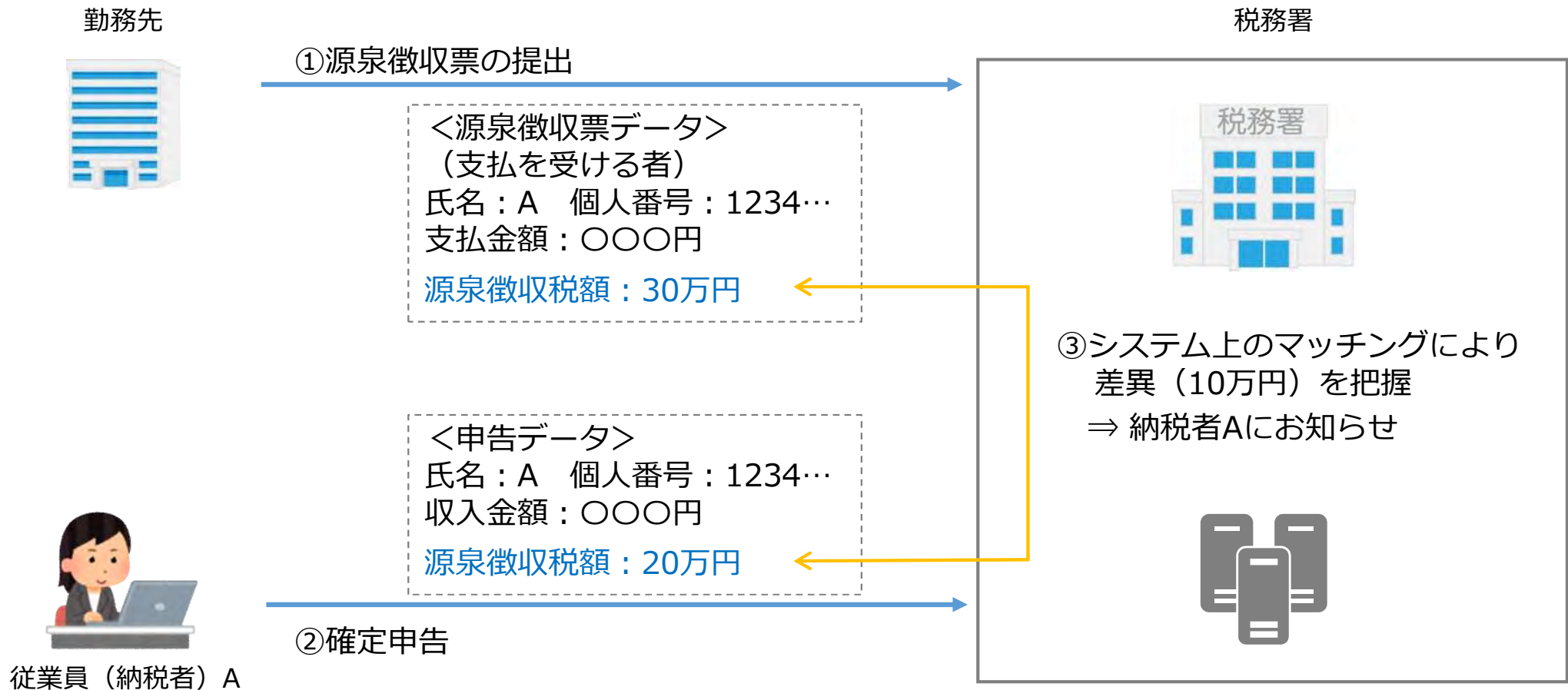


「課税・徴収の効率化・高度化」に関する取組状況

申告内容の自動チェック

マイナンバーや法人番号をキーとして、納税者から申告された内容と国税当局が保有する各種データをシステム上でマッチングし、効率的に誤りを把握する取組を進めています（マッチングできるデータの拡大と正確性の向上を目指しています）。

（例：源泉徴収税額の過不足）



（注）

- 給与所得の源泉徴収票は、原則として年収500万円超の方の分が税務署に提出される一方、地方税当局には、原則として全ての給与支払情報が報告されています。その他のデータも含め、国・地方の連携を図っていくことが重要と考えています。

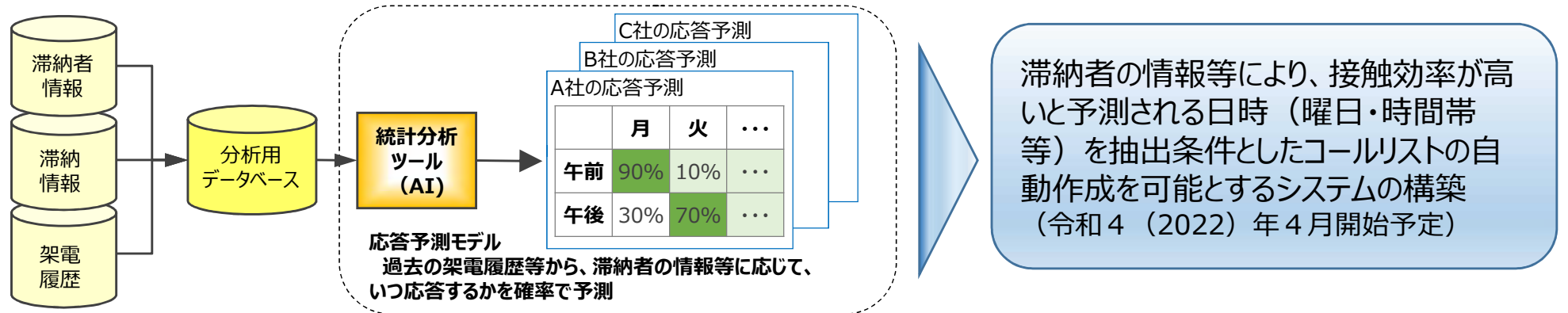
AI・データ分析の活用

将来的なAIの活用も見据え、幅広いデータの分析により、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいます。

- 申告内容や調査事績、資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール※等を用いて加工・分析を行い、有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。



- 滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



※ BA（Business Analytics）ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

行政機関とのデータ連携や
その他のマイナンバー利活用に関する取組状況

- 従来、国税と地方団体との間で「書面」により相互に提供を行ってきた情報について、マイナンバーや法人番号を含むデータの連携を行うことにより、国税及び地方団体双方の事務の効率化を推進。
- 今後、更なる拡充を検討。

国税地方税連携により送受信している情報

国税庁→地方団体

- 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信（平成23年1月～）
- 法定調書の国税庁から地方団体へのデータ送信（平成25年5月～）
- 源泉徴収義務者情報の地方団体へのデータ送信（平成29年6月～）
- 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出の地方団体へのデータ送信（令和2年3月～）
- 法人税申告時に提出された財務諸表の地方団体へのデータ送信（令和2年4月～）
- 法人税情報（法人名簿情報・申告決議情報等）の地方団体へのデータ送信（令和2年11月～）

地方団体→国税庁

- 扶養是正情報等の地方団体から国税庁へのデータ送信（平成25年6月～）
- 地方団体で受理した所得税確定申告書の情報の国税庁への引継（平成29年1月～）

国税庁における公金受取口座の登録・利用について

(1) 確定申告における登録申請の対応

- 令和4年1月以降、**マイナンバーカード**を利用したe-Taxによる**令和3年分の所得税の確定申告（還付）及び更正の請求において、公金受取口座の登録申請に対応。**

(2) 公金受取口座に対する還付

- 登録された公金受取口座については、令和5年1月以降、令和4年分の確定申告から還付金振込先として活用。**（対象税目等については、当面の間、所得税及び消費税（個人納税者）の還付申告及び更正の請求（含、書面手続））

【確定申告における公金受取口座の登録・利用イメージ】

